|  |
| --- |
| 特別養護老人ホーム整備・運営事業者  募集要項  (平成24年度 新規整備及び増築) |

平成24年4月

**千葉県佐倉市海隣寺町97番地**

**佐倉市 福祉部 高齢者福祉課**

【目次】

１．公募の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P３

２．公募施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P３

３．応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P４

４．立地条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P４

５．建設条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P４

６．運営条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P５

７．受付期間及び提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P５～６

８．応募に当たっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P７

９．審査（評価）方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P７

10．スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P８

11．施設整備に対する補助金(予定)について・・・・・・・・・・・・・・P８

12．施設整備の融資制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P９

13．質問等の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P９

【別紙資料】

１．平成２４年度～２６年度 介護保険施設整備計画・・・・・・・・・・ P10

２．日常生活圏域別施設の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

３．応募申込書の提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12～13

４．人員と設備に関する基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・P14

５．設備基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15

６．選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16

７．質問票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17

８．応募辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18

◇．関係法令・指定基準等のホームページ・・・・・・・・・・・・・・・P19

**１．公募の趣旨**

佐倉市では、「第５期佐倉市高齢者福祉・介護計画（平成２４年度～２６年度）」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

当該計画では、新たに入所定員100人の特別養護老人ホーム及び増築50人の特別養護老人ホームを市内に確保するよう位置づけておりますが、平成24年度に施設整備を行う社会福祉法人（設立予定のものも含むものとし、以下「事業者」という。）を公募するため、本募集要項を定めるものです。

**２．公募施設の概要**

（１）公募する介護サービスの種類、条件、定員及び形態は次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 条　　件 | 定　　員 | 形　　態 | 日常生活圏域 |
| ①特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） | 新　　設 | 100人以下 | ユニット型  (一部ユニット型でも可とします。) | 臼井・千代田圏域 |
| ※１  増　　築 | 既存施設との合計で150人以下 | 全圏域 |
| ※２  老人短期入所用施設（ショートステイ） | 特別養護老人ホームを創設する際に併設するものに限る。 | 10人程度 | ユニット型 |  |

※特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、個室及び共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）によって一体的に構成される場所【ユニット】を単位とし、１ユニットの定員は概ね10人以下とします。（ただし、整備する地域における事情等を踏まえ、必要に応じてユニット型以外の整備も事情により認める。）（千葉県　平成２４年度特別養護老人ホーム等整備方針より）

※１ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の増築については、佐倉市内で既に特別養護老人ホームを整備・運営されている社会福祉法人のみが対象となります。

※２ 広域型特別養護老人ホームを創設する際に、併設して老人短期入所用居室（ショートステイ）の整備は、１０人程度のユニット型となります。

※３ 併設するデイサービスセンターの整備は、事業者の判断にゆだねるもの（任意）とします。

（２）整備対象年度 平成２４年度（平成２５年度中に竣工が可能であること）

**３．応募資格**

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たすことが必要となります。

**■特別養護老人ホーム（新設及び増設）**

（１）応募資格を有する者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人であること。

（２）社会福祉法人の法人格を既に有していること、又は、新たに設立予定しているもの。

（３）県の指摘事項が改善済み又は法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。

（４）法人の所在地が近隣都道府県であり、なお且つ介護保険サービスを適正に提供している実績があること。

（５）介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。

**４．立地条件**

（１）建設用地については、自己の所有又は取得が確実に見込まれること。また、借地による場合は、事業の存続に必要な相当長期間（５０年以上）の賃借権又は地上権を設定すること。

（２）建設用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること。

※ 新たに建設用地を購入する場合、応募書類提出段階で、応募者が購入等により土地を確保する必要はありません。ただし、審査時は土地の売買確約書等により、建設用地が確保されていることを確認します。

（３） 法人所有地の場合でも、福祉医療機構以外の者を権利者とする抵当権（根抵当権を含む。）が設定されている場合、抵当権の抹消を条件とする。

※上記の諸条件に関らず建設計画地での開発が可能か、必ず開発審査課等にご確認ください。

**５．建設条件**

（１）都市計画法、建築基準法、消防法、千葉県福祉のまちづくり条例その他の関係法令を遵守すること。

（２）「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生労働省令第４６号）」及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成１２年３月１７日老発第２１４号）」よるものとする。

（３）周辺の環境に合った外観に配慮すること。

（４）隣接住民の日照権等に十分な配慮をすること。

（５）地元自治住民等関係者の理解が得られるよう、十分な説明を行うことが必要です。特に、地元自治会及び隣接住民（地権者）に関しては、説明経過に係る自治会（町内会）・近隣等への説明会を実施し、以降建設事業に至る調書の作成、また、排水路の水利権者に関しては、事前に建設についての同意の取得が必要となります。

**６．運営条件**

（１）老人福祉法に基づく介護老人福祉施設（**第二十条の五）**の指定基準を満たすこと、なお、老人短期入所生活介護事業（**第二十条の三）、**老人デイサービスセンター（**第二十条の二の二）**を併設する場合も同様。

（２）利用者の個人としての尊厳に十分な配慮をするとともに、利用者の意向に添った安定した質の高いサービスを提供すること。

（３）明るく清潔で、市民に親しみやすく、地域に開かれた施設になるように配慮すること。

**７．受付期間及び提出方法**

本公募への申込を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。市にこれらの書類を提出した事業者を応募申込者とします。

**（１）受付期間及び提出場所**

|  |  |
| --- | --- |
| **受付期間** | **提出場所及び問合せ先** |
| ＜平成２４年度＞  平成２４年４月２０日（金）から  平成２４年５月１８日（金）まで  （土曜・日曜・祝日・祭日は除きます）  午前９時３０分から午後４時まで（時間厳守）  ※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。  ※応募する前に、必ず事前相談をしてください。 | 佐倉市海隣寺町９７番地  佐倉市福祉部 高齢者福祉課　生きがい支援班　担当 清宮、阿部  電　話 ０４３（４８４）６２４３  ＦＡＸ ０４３（４８６）２５０３  Ｅ‐mail：koureishafukushi@city.sakura.lg.jp |

**（２）提出部数 １１部（正本１部、副本（コピー可）１０部）**

**（３）書類の体裁について**

書類の体裁は、次のように整えてください。

① 全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記する。

② 項目ごとに文字表記のインデックスをつける。（番号のみ可）

③ 全体をバインダー等で綴る。

＜提出書類の綴じ方参考例＞

特別養護老人ホーム整備運営事業者応募申込書

事業参画申請書

参画申請総括表

　　 Ａ４版

取り組み方針

応募事業者名

（法人名）

**（４）提出書類について**

①提出書類については、本公募要項の「応募申込書の提出書類一覧」（Ｐ１２）のとおりとします。

②提出書類に必要な様式類については、高齢者福祉課ホームページよりダウンロードしてください。

③本申込みの受付期間終了後は、応募者の都合による計画変更は一切認めません。なお、本市が必要と判断した場合は、本市から書類追加、補正等を求めることがあります。

④契約者同士で原本を保管する必要があるもの（土地売買契約書等）は、写しの提出で構いませんが、法人代表者名で次のような原本証明をしてください。

＜原本証明の例＞

|  |
| --- |
| この写しは原本と相違ありません。  平成 年 月 日  社会福祉法人 ○○○会  代表者 ○ ○ ○ ○ 実印 |

**８．応募に当たっての留意点**

（１）応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、

受付期間最終日の提出は、極力避けてください。

（２） 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

（３） 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。

（４） 他の応募者の計画の内容に関しての問い合せについては、直接又は間接の如何

を問わず、一切応じません。

（５） 本応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づ

き生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、佐倉市はその責任を負いません。

（６） 応募受付後に辞退する場合は、辞退届出(別紙資料８)を提出していただきます。

（７） 事業者の評価後の協議において開発の許可が得られないなど、下記のア～エ

に該当し、事業計画が成り立たないことが判明した場合や、重大な不備等のあることが判明した場合には、決定を取り消す場合があります。

|  |
| --- |
| ア 必要な許認可が取得できないこと  イ 資金計画の大幅な変更  ウ 事業計画の変更（施設定員、計画地の変更、本要項の要件に適合しない変更等）  エ その他（事業執行上の支障発生時） |

**９．審査（評価）方法**

第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に評価し、整備事業者を決定します。

（１） 第一次書類審査

応募した法人から提出された申請書類に基づき、書類審査等を行います。

（２）第二次審査

法人の代表者等から施設の運営方針等についてヒアリング等を行い、事業に対する考え方を総合的に評価する審査を行います。

（３）評価結果

結果については応募のあった応募者に文書で通知します。評価結果についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

（４）事業者の公表

応募状況・評価結果は、高齢者福祉課ホームページで公表します。（応募者の申請内容については、公表いたしません。）

（５）審査の結果、事業予定者該当なしとする場合があります。

**１０．スケジュールについて**

今後のスケジュールについては、次のとおりです。都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 応募書類受付期間 | 平成２４年４月２０日（金）～  平成２４年５月１８日（金） |

|  |  |
| --- | --- |
| 質問の受付 | 平成２４年４月２０日（金）～  平成２４年４月２７日（金）厳守 |

|  |  |
| --- | --- |
| 質問の回答 | 平成２４年５月７日（月）～  佐倉市福祉部 高齢者福祉課ホームページ上で回答 |

|  |  |
| --- | --- |
| 第一次審査（書類審査等） | 平成２４年５月中旬頃(予定) |

|  |  |
| --- | --- |
| 第二次審査（ヒアリング等） | 平成２４年５月下旬頃(予定) |

|  |  |
| --- | --- |
| 審査結果通知 | 平成２４年６月上旬頃(予定) |

**１１．施設整備に対する補助金（予定）について**

（１）補助金については、千葉県平成２４年度特別養護老人ホーム等の整備方針及び平成２４年度整備における老人福祉施設建設の手引きによる補助金が交付される（費用助成）予定となっています。なお、佐倉市では、これらの交付金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、補助を希望する事業者につきましては資金計画の策定にあたりご承知おき下さい。

＜平成２４年度老人福祉施設整備に係る補助金予定額＝県⇒事業者＞

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 |  |
| 特別養護老人ホーム | 4,000,000円×定員数 |
| 短期入所 | 800,000円×定員数 |

＜介護職員処遇改善等臨時特例交付金（１）広域型施設等の開設準備支援等事業補助等予定額＝県⇒事業者＞

|  |  |
| --- | --- |
| ①施設開設準備事業 | 600,000円×定員数 |
| ②定期借地権利用事業 | 定期借地権設定に伴い授受される一時金（交付基準額「敷地の路線評価額の1/2」と比較して低い額）×1/2 |

**１２．施設整備の融資制度について**

　独立行政法人福祉医療機構（<http://hp.wam.go.jp/>）にお問い合わせください。

**１３．質問等の受付について**

**（１）受付期間**

平成２４年４月２０日（金）から４月２７日（金）午後５時までにＦＡＸ又はメールにより受信したものになります。

**（２）質問票の記載について**

①質問票（別紙資料７）に要旨を簡潔にまとめ、質問事項１件ごとに作成してください。

（１通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにして下さい。）

②質問票到着後、質問の内容に関し確認をさせていただく場合がありますので、市あてに送付した質問票の控えを保管しておいてください。

**（３）質問の受付方法**

質問につきましては、質問票（別紙資料７）にご記入の上、下記のＦＡＸ又はメールにより提出してください。これ以外の方法(電話、口頭等)での質問はご遠慮ください。

＜送付先＞

佐倉市福祉部 高齢者福祉課　清宮、阿部あて

Ｆ Ａ Ｘ：０４３（４８６）２５０３

Ｅ‐mail：[koureishafukushi@city.sakura.lg.jp](mailto:koureishafukushi@city.sakura.lg.jp)

**（４）質問に対する回答方法**

受付期間中に受付けた質問については回答書を作成し、５月７日（月）までに、高齢者福祉課ホームページ（http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/5-2-0-0-0\_8.html）で掲載いたします。

【平成２４年度～２６年度 介護保険施設整備計画】

別紙資料　１

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人福祉施設 | 佐　倉 | 志津  北部 | 志津  南部 | 臼井・  千代田 | 根郷・和田・弥富 | 合　計 |
| ①　新　設 |  |  |  | 1施設  100床 |  | 1施設  100床 |
| ②　増　設 | １施設  　50床 |  |  |  |  | １施設  　50床 |

日常生活圏域別施設の整備状況　　　　　　　　平成２３年１２月末現在

別紙資料　２

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 佐　倉 | 志津  北部 | 志津  南部 | 臼井・  千代田 | 根郷・和田・弥富 | 合　計 |
| 施設サービス | | | | | | |
| ①介護老人福祉施設 | 3施設  230床 | 1施設  90床 | 1施設  60床 |  | 3施設  250床 | 8施設  630床 |
| ②介護老人保健施設 | 1施設  80床 | 1施設  96床 | 1施設  100床 | 1施設  100床 |  | 4施設  376床 |
| ③介護療養型医療施設 | 1施設  36床 |  |  |  |  | 1施設  36床 |
| 地域密着型サービス | | | | | | |
| ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |  |  |  |  |  |  |
| ②夜間対応型訪問介護 |  | 1箇所  300名 |  |  |  | 1箇所  300名 |
| ③認知症対応型通所介護 | 1箇所  12名 |  | 1箇所  10名 | 1箇所  12名 |  | ３箇所34名 |
| ④小規模多機能型居宅介護 |  |  |  | 1施設  25名 |  | 1施設  25名 |
| ⑤認知症対応型共同生活介護  （認知症高齢者グループホーム） | 1施設  15床 | 1施設  18床 | 1施設  18床 | 2施設  36床 | 1施設  18床 | 6施設  105床 |
| ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 | 1施設  7床 |  |  | 1施設  20床 |  | 2施設  27床 |
| ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |  |  |  |  |  | 0施設  0床 |
| ⑧複合型サービス |  |  |  |  |  |  |
| その他 | | | | | | |
| ①介護付き有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護） | １施設  485床 |  |  |  |  | 1施設  485床 |
| ②ケアハウス |  |  | 1施設  ５0床 | 1施設  60床 |  | 2施設  110床 |

**応募申込書の提出書類一覧**

別紙資料　３

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式１ | 特別養護老人ホーム整備・運営事業参画申請書 | | | | |
| 様式２ | 平成２４年度公的介護施設等整備要望書総括表 | | | | |
| ― | 法人定款、法人登記簿謄本（写し）、法人印鑑証明書 | | | | |
| ― | 法人事業概要（パンフレット等）新設は必要なし | | | | |
| ― | 事業工程表 | | | | |
| 様式３ | 施設等整備の動機 | | | | |
| 様式４ | 職員の配置計画 | | | | |
| 様式５ | 役員名簿一覧 | | | | |
| 様式６ | 理事長履歴書 | | | | |
| ― | 理事・監事　　選任理由書 | | | | |
| 様式７ | 施設長履歴書 | | | | |
| 様式８ | 敷地及び隣接地主等への説明状況に関する総括表 | | | | |
| ― | 公図、登記簿謄本又は土地関係の確約書、周辺地図 | | | | |
| ― | 下水道・排水関係（放流先の協議・同意状況） | | | | |
| ― | 建物配置図、平面図（Ａ３判）、立面図 | | | | |
| ― | 地域住民との話し合いの経過及び状況 | | | | |
| ― | 地元説明経緯個別調書（隣接者等） | | | | |
| 様式９ | 資金調達予定表 | | | | |
| ― | 施設整備計画に関係する議事録等、贈与関係の確約書等 | | | | |
| 様式10 | 収支計算書 | | | | |
| 様式11 | 借入金償還計画表 | | | | |
| 別紙資料７ | 質問票 | | | | |
| 別紙資料８ | 辞退届出 | | | | |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 新設の場合 | 設立準備議事録 | | | | |
|  | 設立代表者の履歴書 | | | | |
|  | 理事予定者の履歴書 | | | | |
|  | 施設長予定者の履歴書 | | | | |
| 確認事項 | 敷地（幅員 ｍ以上の道路に接している) | | | | |
|  | 法人指導監査、施設監査の報告（過去5年間） | | | | |
| その他 | 法人財務状況 | | | | |
|  | 土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書 | | | | |
|  | 土地を購入する場合＝売買確約書 | | | | |
|  | 土地の貸与を受ける場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書 | | | | |
|  | ※寄付関係書類 | | | | |
|  | （ウ）贈与確約書（資金を贈与予定の場合） | | | | |
|  | ◆個人から寄付金を見込む場合 | | | | |
|  | ①贈与契約（確約）書写し | | | | |
|  | ②寄付者の資産及び負債の状況一覧表 | | | | |
|  | ③預金残高証明書または預金通帳写し | | | | |
|  | ④贈与金の源泉を説明できる資料 | | | | |
|  | ⑤不動産売却等の場合は売買契約書写し及び印鑑登録証明書原本を添付 | | | | |
|  | ◆法人から寄付金を見込む場合 | | | | |
|  | ①法人の議決機関の議事録写し | | | | |
|  | ②法人登記簿謄本 | | | | |
|  | ③直近３ヶ年の決算書 | | | | |
|  | ④直近３ヶ年度分の法人市区町村民税納税証明書 | | | | |
|  | ⑤贈与契約（確約）書写し | | | | |
|  | ⑥贈与金の源泉を説明できる資料 | | | | |
|  | ⑦不動産売却等の場合は売買契約書写し及び印鑑登録証明書原本を添付 | | | | |

**人員と設備に関する基準について**

別紙資料　４

特別養護老人ホームは、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(厚生労働省令等)に従って、適正な運営や設備を確保する必要があります。(詳細については、｢特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準｣及び｢指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準｣等を参照してください。)

【人員に関する基準抜粋】

|  |  |
| --- | --- |
| 施設長 | 常勤で、専任(資格のない者は講習を受講する。) |
| 医師 | 入所者の健康管理・療養上の指導を行うために必要な人数 |
| 生活相談員 | 入所者100人に対して常勤で１人以上 |
| 介護・看護職員 | 総数は入所者３人に対して常勤換算で１人以上、又、入所者数により常勤換算の看護職員数が決められています。  ・日中１ユニットに１人(常時)配置  ・ユニットリーダーをユニットごとに配置  ・夜間は２ユニットに１人職員を配置(上下フロアーで２ユニットは不可) |
| 介護支援専門員 | 入所者100人に対して常勤で１人以上 |
| 栄養士 | １人以上 |
| 機能訓練指導員 | １人以上 |
| 宿直 | 夜勤者とは別に必ず配置※ |
| その他 | 調理員、事務員その他の職員 |

※昭和62年社施第107号｢社会福祉施設における防火安全対策の強化について｣

(2) ユニットの配置について

ユニット型特別養護老人ホームにおける夜勤配置については、防災上の配慮がなされた上で、２ユニットごとに常時１人以上配置(上下階をまたがず配置)することとされていることから、同一階に奇数ユニットを設けることは避けてください。

(参照：特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第３条、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について第５の９勤務体制の確保、小規模生活単位型特別養護老人ホーム計画ガイドライン34ユニット数、平成18年９月４日付け介護制度改革INFORMATIONvol.127より)

**設備基準について**

別紙資料　５

設備基準等の概要は次のとおりですが、詳細については個別に相談してください。

|  |  |
| --- | --- |
| <形 態> | ユニット型整備を基本とする。  ただし、整備する地域における事情等を踏まえ、必要に応じてユニット型以外の整備も認める（この場合、建具等により入所者のプライバシーに配慮することとする）。 |
| <定 員> | 補助金で整備する場合の定員の上限は、  ・創設は、１００人  ・増築は、既存分を合わせて１５０人  ・既存定員が１５０人を超える施設の改築は、既存定員まで  ＊自主財源で整備する場合は、当該市町村における需要を勘案した定員とする。 |
| <構 造> | ・耐火建築物（平屋は準耐火建築物可） |
| <必要な設備> | ・ユニット型施設  ユニット（居室、共同生活室、洗面設備、便所）、浴室、医務室、 調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室、 その他運営上必要な設備  ・ユニット型以外の施設  居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、 汚物処理室、介護材料室、事務室、その他運営上必要な設備 |
| <そ の 他> | ・ユニット型施設  １ユニットの入居定員は１０人以下とする。  居室の定員は１人とし、床面積は有効１０．６５㎡/室以上  共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営む場所）は、有効２㎡×ユニットの定員以上の床面積とし、ユニットごとに設ける。  ・ユニット型以外の施設  一の居室の定員は４人以下とし、１人当たりの床面積は有効１０．６５ ㎡以上  ・共通項目  廊下幅は、原則として片廊下1.8m以上・中廊下2.7m以上（内法有効幅で手摺から測定する）  ３階建て以上の場合は、避難路について別途規定あり。 |

※千葉県　平成２４年度整備における老人福祉施設の手引きより

審査会は次に掲げる基準を考慮し、選定を行う。

別紙資料　６

|  |  |
| --- | --- |
|  | 選 定 基 準 の 項 目 |
| 組  織  体  制 | １ 法人代表者及び予定者は、高齢者福祉保健事業等に熱意と理解のある者であること。  ２ 施設管理者及び予定者は、高齢者福祉保健事業等に熱意と理解があり、理論と実務について訓練を受けた者又は受ける予定の者であること。 |
| 運  営  状  況 | １ 現に高齢者福祉保健事業等(社会福祉事業、医療事業、その他保健福祉事業)を良好に運営している法人、又は新たに設立する法人については、法人許可に係る基本条件を満たしていること。  ２ 法人の財務状況が良好であること。又は新たに設立する法人については、法人認可に係る基本条件を満たしていること。  ３ 入居者に対する医療的ケアへの対応を促進する意向があり、現に特別養護老人ホームを運営している法人にあっては、入所者に対する医療的ケアを積極的に行っていること。 |
| 資  金  計  画 | 建設等に必要な資金、特に自己資金については、その調達方法など資金計画が確実で、借入金がある場合は償還が確実に履行される見込みがあること。 |
| 用  地  等  の  状  況 | １ 建設用地は原則として法人所有であること。又は用地の確保が確実に見込まれること。また、用地が未確定又は関係機関と未調整等により事業執行に支障が生じる恐れがないこと。  ２ 用地は、施設利用者の観点から環境、防災について考慮していること。当該施設を運営する観点から、適切な面積及び形状であること。  ３ 用地の開発、造成及び施設建設にあたっては、開発許可等、必要な許認可が得られる見込のこと。  ４ 隣接住民、町内会等の地域住民に対し、建設計画の説明会を開催していること。 |
| 施  設  計  画 | １ 建物は千葉県が定めた設備基準を満たし、利用者の健康、援助及び防災上で適切な施設を建設することが見込まれること。また、本市の高齢者福祉保健事業に沿った施設計画であること。  ２ 安定した施設運営の見込みがあること。また、施設利用者の負担や支援の内容が適切であること。  ３ 市内の同種施設等の設置状況からみて、適切な配置となること。 |
| そ  の  他 | 施設整備の特殊性から審査会が必要と認めた項目  地域における高齢者のニーズに添ったものであること。 |

質問票

別紙資料７

佐倉市福祉部 高齢者福祉課 行

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 送信日 | | 平成２４年 　月　 日（ 　） |
| 送信元 | 法人名 |  |
| 担当者 |  |
| 所在地 | （　　 ）　　 ― |
| 電話番号 | （　　 ）　　 ― |
| F A X 番号 |  |
| 質問事項  （内容は簡潔に箇条書きでお願いします。） | |  |

※平成２４年４月２７日（金）午後５時までにＦＡＸ又はメールにてご返送ください。

回答は、５月７日（月）までに、高齢者福祉課ホームページにて掲載いたします。個別に回答が必要な項目に関しましては、電話にてご連絡いたします。

佐倉市福祉部高齢者福祉課 生きがい支援班 担当 清宮、阿部

ＦＡＸ ：043-486-2503

Ｅ-mail：koureishafukushi@city.sakura.lg.jp

応 募 辞 退 届

別紙資料８

平成 　年　 月　 日

佐倉市長

所 在 地

法 人 名

理事長名　　　　　　　　　　　　　 ㊞

電話番号

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム)整備・運営法人の公募に係る応募を下記の理由により辞退しますので、届け出します。

記

（辞退理由）

◇関係法令・指定基準等のホームページ

（１）老人福祉法・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第四十六号）等

（２）千葉県　平成２４年度特別養護老人ホーム等の整備方針

<http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/service/roujin-kaisetsu/documents/h24seibihousin.pdf>

千葉県 平成２４年度整備における 老人福祉施設建設の手引き<http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/service/roujin-kaisetsu/documents/tebikikaisei.pdf>

千葉県　平成24年度における老人福祉施設の整備要望の受付けについて

<http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/service/roujin-kaisetsu/seibiyoubou.html>

（３）佐倉市ホームページアドレス（高齢者福祉課）<http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/5-2-0-0-0_8.html>

参 考

＜問合せ先＞

佐倉市福祉部高齢者福祉課　生きがい支援班

〒２８５－８５０１

佐倉市海隣寺町９７番地

電 話 ０４３(４８４)６２４３（直通）

ＦＡＸ ０４３(４８６)２５０３

Ｅ-mail：koureishafukushi@city.sakura.lg.jp